

群馬大学医学部附属病院ME サプライセンター規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1

平成26. 4. 1 平成26. 6. 10

平成27. 4. 1 平成30. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院ME サプライセンター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、診療及び看護に必要な医療器具及び医用材料を調達、保守、点検、管理及び供給し、安全かつ質の高い医療環境の構築に供することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 医療等に要する医療器具及び医用材料の調達、管理及び供給に関すること。

(2) 手術及び検査等に使用する器具、材料の滅菌に関すること。

(3) 臨床工学に関する医療機器の管理及び使用並びに医療器具の保守、点検及び修理に関すること。

(4) センターの運営及び教育・研究に関すること。

(部 門)

第4条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

(1) ME 機器部門

(2) 滅菌材料部門

(3) 物流部門

2 前項の部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 医療技術職員

(4) その他必要な職員

(運営委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院ME サプライセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 内科系及び外科系から選出された診療科長 各1人

(3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちセンターの担当を命ぜられた者

(4) 薬剤部長

(5)看護部長

(6)医用材料に関する小委員会委員長

(7)管理運営課長及び医事課長

(8)その他委員長が特に必要と認めた者 若干人

(任期)

第8条 前条第2号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第12条 委員会に、具体的事項を検討させるため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(報告)

第13条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第14条 委員会の事務は、管理運営課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の施行日に材料部長になるべき者として選考された材料部長は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。